

柏崎市男女共同参画基本計画推進状況報告書

令和2年度（2020年度）実績・令和3年度（2021年度）計画



<令和3年（2021年）8月5日 男女共同参画審議会資料>

目 次

基本目標Ⅰ	男女共同参画への理解の促進	3
基本目標Ⅱ	男女が共に働きやすい環境の整備	7
基本目標Ⅲ	あらゆる分野での男女共同参画の推進	11
基本目標Ⅳ	男女の心とからだを守る環境づくり	15

【令和2年度（2020年度）の評価】

<以下の4段階で評価を行う>

- A：大いに効果・成果があった（事業計画以上の取組を行った又は前年より事業を拡充して実施した）
- B：効果・成果があった（事業計画に沿って実施した）
- C：効果・成果が薄かった（事業計画の一部が実施できなかった）
- D：効果・成果がなかった（実施しなかった）

計画の体系

基本目標	重点目標	施策の方向
I 男女共同参画への理解の促進	1 男女共同参画の意識づくり 2 男女平等を推進する教育・学習の充実	1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 2 地域社会における制度・慣行の見直しと意識改革 3 男女共同参画を推進する団体への活動支援 4 男女平等の視点に立った教育の推進 5 家庭・地域における学習機会の充実
II 男女が共に働きやすい環境の整備	3 働く場での男女平等の推進 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	6 雇用や就労における男女平等の推進 7 自立のための就職・再就職の支援 8 農林水産業における男女共同参画の推進 9 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 10 子育て支援体制の整備・充実 11 介護支援体制の整備・充実
III あらゆる分野での男女共同参画の推進	5 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大 6 地域活動等における男女共同参画の推進	12 政策・方針決定過程への女性の参画推進 13 女性管理職等への積極的登用とその登用に向けた意識啓発の推進 14 地域活動における男女共同参画の推進 15 防災分野における男女共同参画の推進
IV 男女の心とからだを守る環境づくり	7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援 （柏崎市DV防止基本計画） 8 男女の性の尊重と健康支援 9 困難を抱える人への自立支援	16 DVを許さない社会づくりの推進 17 安心して相談できる体制の整備 18 安全な保護体制の整備 19 被害者の自立支援の充実 20 生涯を通じた男女の性への理解の推進 21 ライフステージに応じた健康づくりの支援 22 生活上の困難を抱えるひとり親家庭等への自立支援 23 障害のある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28年度～令和2年度)推進状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画への理解の促進

重点目標1 男女共同参画の意識づくり

重点目標2 男女平等を推進する教育・学習の充実

【事業所管課の評価】

令和2(2020)年度の事業計画及び実績に対し、4段階で評価してください。

A: 大いに効果・成果があった B: 効果・成果があった

C: 効果・成果が薄かった D: 効果・成果がなかった

項目	22(2010)年度実績値	26(2014)年度実績値	2(2020)年度目標値	根拠等
社会全体として男女が平等であると思う人の割合	17.0%	17.1%	40.0%	市民意識調査
性別による固定的な役割分担の考え方にとられない人の割合	49.7%	59.8%	70.0%	市民意識調査
学校教育現場において男女が平等であると思う人の割合	60.7%	62.0%	70.0%	市民意識調査

基本目標Ⅰ 男女共同参画への理解の促進

重点目標1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画基本計画の内容		令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向 主な事業・概要							
1	1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	<p>広報・啓発活動の実施</p> <p>(事業概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページの活用による意識啓発のための情報提供 ・講座や講演会の開催 ・関係機関、団体等との連携・協力による啓発 ・市職員等を対象とした研修会の実施 	<p>・男女共同参画週間にパネル展を実施する。高柳町事務所、西山町事務所で懸垂幕とポスターを掲示した。</p> <p>・あいむ柏崎を2回発行し、全世帯配布を行った。</p> <p>・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働して社会福祉法人ロングラン理事長西川紀子氏を講師に講演会を実施した。参加者34人</p>	<p>【効果・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙を全世帯配布することで市民に啓発することができた。 ・講演会を通して、多様性を認め合う社会の実現についての理解を深めることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットを絞った広報や啓発活動の検討 	B	<p>・男女共同参画週間にパネル展を実施する。高柳町事務所、西山町事務所で懸垂幕やポスターを掲示する。</p> <p>・男女共同参画啓発広報紙「あいむ柏崎」を発行する(発行:かしわざき男女共同参画推進市民会議(事務局:人権啓発・男女共同参画室))</p> <p>・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働で男女共同参画に関する講演会を開催する。</p> <p>・啓発資料の配布</p>	継続	人権啓発・男女共同参画室
	2	2 市の広報物等における男女共同参画の視点に立った表現の徹底	<p>・男女共同参画の視点からの公的広報の手引きにより、性別に偏った記事やイラストにならないよう啓発する。</p> <p>(事業概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の広報物を情報発信する際の男女共同参画の視点に立った表現の周知・徹底 	<p>・職員が共通で見ることができるデスクネットの文書管理に「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を掲載している。</p>	<p>【効果・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員によるジェンダーフリーの意識啓発ができた。 ・市民に対して性別による偏った考え方の防止ができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25(2013)年に作成した手引きの見直し 	B	<p>・男女共同参画の視点から公的広報の手引きにより、性別に偏った記事やイラストにならないよう啓発する。</p>	継続
3	2 地域社会における制度・慣行の見直しと意識改革	<p>3 男女の人権意識を高める市民活動の環境づくり</p> <p>(事業概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体・グループ・NPO等と連携した男女共同参画の啓発 ・講座・講演会やワークショップ等の啓発事業の開催 ・セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害防止の啓発 	<p>・ホームページでの啓発や講演会実施の際に啓発チラシ等の配布を行った。</p> <p>・「性別による人権侵害などの相談窓口」リーフレットを公共施設の窓口やトイレに設置した。</p>	<p>【効果・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別による人権侵害の相談窓口を周知できた。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議や市で行った講演会で人権についての周知ができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談リーフレットの配布先拡大の検討 ・市民団体の活動の活性化 	B	<p>・ホームページやチラシの配布等での啓発活動</p> <p>・「性別による人権侵害などの相談窓口」リーフレットを公共施設の窓口やトイレに設置する。</p>	継続	人権啓発・男女共同参画室
	4	4 性別による固定的な役割分担意識の解消と意識改革	<p>・各種事業を活用し、性別による固定的な役割分担意識、慣習の解消と男性のための男女共同参画を市民団体等と連携して啓発する。</p> <p>(事業概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業を活用した固定的役割分担・慣習の解消と男性のための男女共同参画の推進 	<p>・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働して、家庭内の家事シェア度をチェックできるリーフレットを作成し、配布を行った。</p> <p>・身近な事例に学ぶワーク・ライフ・バランス推進セミナーを事業所向けに開催した。講師:グローバルマーケティング(株)山倉正稔氏、参加者:8人</p>	<p>【効果・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別による家庭での役割分担意識の解消と意識改革に向けた啓発ができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの推進がされているか、又は取組の効果を実感できているのかを調査、検証できない。 ・リーフレットの配布先の検討 	B	<p>・各種事業を活用し、性別による固定的な役割分担意識、慣習の解消と男性のための男女共同参画を市民団体等と連携して啓発する。</p> <p>・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを事業所や市民向けに開催する。</p>	継続

基本目標Ⅰ 男女共同参画への理解の促進									
重点目標1 男女共同参画の意識づくり									
男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
5	3 男女共同参画を推進する団体への活動支援	5 市民団体等の育成と活動支援 (事業概要) ・男女共同参画を推進する市民団体等の育成と活動支援 ・団体の連携と交流の推進	・男女共同参画を推進するかしわざき男女共同参画推進市民会議の運営に事務局として参画し、団体の育成及び活動を支援する。	・かしわざき男女共同参画推進市民会議活動に対し負担金(70万円)を交付し、団体の育成及び活動支援を行った。	【効果・成果】 ・市民団体の啓発活動に支援ができた。 【課題】 ・市民団体草創期のメンバーから次の世代への継承	B	・男女共同参画を推進するかしわざき男女共同参画推進市民会議の運営に事務局として参画し、団体の育成及び活動を支援する。	継続	人権啓発・男女共同参画室

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28年度～令和2年度)推進状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画への理解の促進

重点目標1 男女共同参画の意識づくり

重点目標2 男女平等を推進する教育・学習の充実

【事業所管課の評価】

令和2(2020)年度の事業計画及び実績に対し、4段階で評価してください。

A:大いに効果・成果があった B:効果・成果があった
C:効果・成果が薄かった D:効果・成果がなかった

	項目	22(2010)年度実績値	26(2014)年度実績値	2(2020)年度目標値	根拠等
指標	社会全体として男女が平等であると思う人の割合	17.0%	17.1%	40.0%	市民意識調査
	性別による固定的な役割分担の考え方にとらわれない人の割合	49.7%	59.8%	70.0%	市民意識調査
	学校教育現場において男女が平等であると思う人の割合	60.7%	62.0%	70.0%	市民意識調査

基本目標Ⅰ 男女共同参画への理解の促進

重点目標2 男女平等を推進する教育・学習の充実

男女共同参画基本計画の内容		令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向 主な事業・概要							
6	4 男女平等の視点に立った教育の推進 6 児童生徒への男女平等教育の推進 (事業概要) ・男女平等意識を育む教育の推進	・人権課題としての女性問題を扱いながら、道徳、家庭科、社会科、キャリア教育等の授業や行事・生徒会活動等を通して、全小中学校で継続して、男女平等意識を育む教育を実践する。	・人権教育の中で女性問題について取り上げ指導した小学校14校、中学校6校であった。	【効果・成果】 ・授業、学校行事等で男女を問わず活躍できる場を設定したことで、学校における男女平等の考えに基づく活動はかなり浸透している。 ・小学校低学年から人権教育の中で男女平等の視点に立った授業がなされている。 【課題】 ・自己のキャリア形成を核に引き続き男女平等意識を育てていく。	B	・人権課題としての女性問題を扱いながら、道徳、家庭科、社会科、キャリア教育等の授業や行事、児童会・生徒会活動等を通して、全小・中学校で継続して、男女平等意識を育む教育を実践する。	継続	学校教育課
7	7 教職員研修の実施 (事業概要) ・男女共同参画の視点を養うための小・中学校教職員研修の実施 ・養護教諭対象の性教育研修会の実施	・男女共同参画の視点を養うための小・中学校教職員研修を実施する。 ・養護教諭対象の授業づくり講座を2回実施する。	・転入、新採用職員を対象とした人権教育、同和教育研修会を計画していたが、コロナ禍のため実施できなかった。研修会で配布する予定としていた資料を対象者に送付した。(対象者59名) ・養護教諭を対象とした授業づくりの研修を行った。1回目はコロナ禍のため実施できなかった。2回目(11/6)は35名参加。	【効果・成果】 ・豊かな人権感覚を養いながら男女共同参画の視点を養うよう、研修の場を継続して設けてきたことで、教職員の男女共同参画の意識が浸透してきている。 【課題】 ・コロナ禍で研修会が中止になったものが多かった。校内研修に生かしてもらえるような資料提供をしていく必要がある。	B	・男女共同参画の視点を養うことを始め、あらゆる差別の解消に向けて小・中学校教職員研修を実施する。 ・養護教諭対象の授業づくり講座を2回実施する。	継続	学校教育課
8	8 保護者への情報提供と啓発 (事業概要) ・保護者に対する人権や男女平等教育に関する情報の提供 ・保護者に対する進路選択情報の提供	・学校たよりや学級たよりを活用し、保護者に対し人権や男女平等教育やキャリア教育に関する情報を提供する。また、授業を公開し、人権啓発を行う。 ・保護者に対する進路選択情報を提供する。	・人権教育強調週間に合わせて学校たよりを活用し、保護者に対し人権や男女平等教育、キャリア教育に関する情報を提供した。また、コロナ禍で学習参観が実施できない状態が続いたが、11校が授業を公開し、人権啓発を行った。 ・保護者に対する進路選択情報を提供した。	【効果・成果】 ・学習参観やたよりを通じて保護者への周知、啓発を図ることの重要性を伝えてきたことで、たよりの発行や授業公開をする学校が前年度より増加した。 【課題】 ・家庭への啓発の回数や内容には限界があり、啓発の効果を上げるためには更なる工夫が必要である。	A	・学校たよりや学年たよりを活用し、保護者に対し人権や男女平等教育、キャリア教育に関する情報を提供する。また、授業を公開し、人権啓発を行う。 ・保護者に対する進路選択情報を提供する。	継続	学校教育課
9	8 保護者への情報提供と啓発 ・保護者に対する人権や男女平等教育に関する情報の提供	・保育園長会議や幼稚園長会議などにおいて、人権の尊重や男女平等に関する情報の提供を行い、園長を介した園職員の継続的な意識醸成を図る。また、園職員を介した保護者への継続的な情報提供を行う。	・11月10日開催の公立保育園長会議において、主管課を講師で招き、人権研修会を開催し、子どもの人権擁護や子どもを尊重する保育などを学び、園長から園職員に対し、継続的な意識の醸成に取り組んだ。また、園職員から保護者への継続的な情報提供を行った。	【効果・成果】 ・園職員全体で共通認識を持ち、子どもの人権擁護などの情報や保護者が家庭において気軽に人権や男女平等を話題にできるような情報の収集に努め、保護者会などにおいて情報提供を行った。 【課題】 ・保護者へ取り組みの重要性を正しく伝えていく必要がある。	B	・保育園長会議や幼稚園長会議などにおいて、人権の尊重や男女平等に関する情報の提供を行い、園長を介した園職員の継続的な意識醸成を図る。また、園職員を介した保護者への継続的な情報提供を行う。	継続	保育課

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28年度～令和2年度)推進状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画への理解の促進									
重点目標2 男女平等を推進する教育・学習の充実									
男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
10	5 家庭・地域における学習機会の充実	9 男女共同参画社会形成のための学習機会、学習情報の提供 (事業概要) ・人権の尊重と男女平等意識に基づいた学習の機会と情報の提供	・かしわさぎ男女共同参画推進市民会議と協働で、家族で参加できる「親子わんだーランド」や父子が一緒に取り組める講座「お父さんと作るクリスマスケーキ」を開催する。 ・夫の家事時間を見える化できる工夫と啓発	・かしわさぎ男女共同参画推進市民会議と連携して「親子わんだーランド」及び「お父さんと作るクリスマスケーキ」の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症防止対策により中止とした。 ・かしわさぎ男女共同参画推進市民会議と協働して、家庭内の家事シェア度をチェックできるリーフレットを作成し、配布を行った。	【効果・成果】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学習機会を提供することができなかった。 ・性別による家庭での役割分担意識の解消と意識改革に向けた啓発ができた 【課題】 ・講座の開催の仕方についての検討 ・リーフレットの配布先の検討	B	・かしわさぎ男女共同参画推進市民会議と協働で、家族で参加できる「親子わんだーランド」や父子が一緒に取り組める講座「お父さんと作るクリスマスケーキ」を開催する。	継続	人権啓発・男女共同参画室
11		9 男女共同参画社会形成のための学習機会、学習情報の提供 (事業概要) ・男女共同参画の視点に立った多様な講座の提供による社会教育の機会の充実	・多様なコミュニティや人に講座情報を発信すべく、講座パンフレット、ホームページをより見やすくリニューアルして講座の周知を行う。 ・男女共同参画について学ぶ講座を、男女共同参画の基本目標やテーマに沿った講座に拡充するため、担当各課と協議を実施する。 ・講座ニーズの収集のため、アンケート方法の見直しを実施する。	・講座メニューの見直しを実施 講座メニュー数：77講座 ・24講座実施 参加者数：449人(男性171人、女性151人、不明127人) 男女が解る者での比率 男性53%、女性47% 参加率が偏ることなく、男女とも学習機会を提供した。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、6月まで中止とした。 7月からは、マスクの着用や換気や名簿の整備などチェックリストを配布し、再開した。	【効果・成果】 ・児童関係や、コミセン、町内会等様々な団体から申し込みがあり、男女ともに多様な年齢層に学習の機会を提供することができた。 【課題】 ・行政情報を市民の皆様にも知ってもらい講座なので、今後も周知を行い継続していく必要がある。	B	・コミセン、町内会や各小中学校、保育所、老人クラブに周知するとともに、市のホームページに掲載し、幅広い団体から活用をしてもらうよう周知する。	継続	文化・生涯学習課
12		10 メディア・リテラシー(情報活用能力)の育成 (事業概要) ・男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うための情報と学習機会の提供	・児童生徒及び保護者を対象としたメディアリテラシー育成のための講演会、学習会を実施する。 ・GIGAスクールの実施にあわせ、「中学生メディア共同宣言」を基にした活動を一層進め、正しいメディアの利活用に関する意識の高揚を図る。	・小学校20校、中学校11校で「中学生メディア共同宣言」を周知、活用し、メディア・リテラシーの指導を行った。 ・小学校10校、中学校5校で、保護者参加型の学習会を実施し、正しいメディアの利活用に関する意識高揚を図った。	【効果・成果】 ・中学校区で保護者とともにメディア・リテラシーについて学ぶ機会が定着している。 【課題】 ・SNS等の情報が氾濫する中で、情報の真偽を含めて取捨選択できる能力の育成を進める。 ・メディアの利便性について学ぶとともに、情報拡散等の危険性についても含め、正しいメディア利活用の学びを年間継続してつくる。	B	・児童生徒及び保護者を対象としたメディア・リテラシー育成のための講演会、学習会を継続して実施する。 ・GIGAスクールの実施にあわせ、「中学生メディア共同宣言」を基にした活動を一層を進め、正しいメディアの利活用に関する意識の高揚を図る。	継続	学校教育課
13			・各種講座の開講により、各世代に対応したメディア・リテラシー育成機会を提供する。	・オンライン講座(小学生対象 1講座 2回) バーチャルニューヨーク社会科見学ツアー(7/25) 1～3年生コース 男性 6人 女性 7人 4～6年生コース 男性 5人 女性 9人 計 27人	【効果・成果】 ・オンライン講座では、講師が紹介したニューヨークの情報(動画・画像)を通して現地の文化を知り、日常生活でメディアが発信している情報を正しく判断することができた。 【課題】 ・メディアからの情報は作られたものであることを知るため、固定的な男性像、女性像に惑わされることなく情報を正しく判断する能力を養えるよう、様々な学習機会を継続して幅広い世代に提供していく必要がある。	B	・日常生活で受信している情報について、開催する講座を通して、男女の役割等の固定概念にとらわれないメディアリテラシー育成機会を提供する。	継続	文化・生涯学習課
14			・他団体が実施するメディア・リテラシー育成のための講座等の周知を図り、学習機会を提供する。 ・ホームページ等で啓発を行う。	・他団体での講座等は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。 ・ソーシャルメディア(SNS等)による人権侵害について、広報かしわさぎで市民への周知を行った。	【効果・成果】 ・インターネット上での人権侵害事件についての啓発ができた。 【課題】 ・男女共同参画の視点での啓発	B	・他団体が実施するメディア・リテラシー育成のための講座等の周知を図り、学習機会を提供する。 ・ホームページ等で啓発を行う。	継続	人権啓発・男女共同参画室

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28年度～令和2年度)推進状況

基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境の整備

重点目標3 働く場での男女平等の推進

重点目標4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

【事業所管課の評価】

令和2(2020)年度の事業計画及び実績に対し、4段階で評価してください。

A:大いに効果・成果があった B:効果・成果があった
C:効果・成果が薄かった D:効果・成果がなかった

項目	22(2010)年度実績値	26(2014)年度実績値	2(2020)年度目標値	根拠等
職場における男女が平等であると思う人の割合	17.5%	22.3%	30.0%	市民意識調査
ハッピー・パートナー企業への登録数(累計)	19社	27社	40社	企業登録数(新潟県)
「ワーク・ライフ・バランス」について内容を知っている人の割合	—	12.0%	50.0%	市民意識調査

基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境の整備

重点目標3 働く場での男女平等の推進

男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
15	6 雇用や就労における男女平等の推進	11 各種労働関係法令等の周知啓発 (事業概要) ・男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法などを市民や事業所に周知	・ホームページ等を活用し、企業への関係法令の周知を実施する。	・ホームページに市の助成金と併せて男女共同参画、女性活躍推進について掲載し、周知を実施した。	【効果・成果】 ・市の助成金のページに関係法令について掲載することで、周知の機会を増やすことができた。 【課題】 ・周知の機会を増やしながら継続することが必要	B	・ホームページ等を活用し、企業への関係法令の周知を実施する。	継続	商業観光課
			・ハローワークと合同で、高卒採用予定企業向けの研修会を実施し、各法の周知啓発を行う。	・ハローワークと合同で、高卒採用予定企業及び公正採用選考人権啓発推進員選任事業所に向けた研修会を実施した。36事業所参加	【効果・成果】 ・採用面接において性別による差別のない公正な選考となるよう法に基づいて実施するよう啓発できた。 【課題】 ・話題と視点を変えながら継続して実施することが必要	B	・ハローワークと合同で、高卒採用予定企業向けの研修会を実施し、各法の周知啓発を行う。	継続	人権啓発・男女共同参画室
17	12 事業主の理解と職場環境整備の促進 (事業概要) ・女性の活用や男女が共に働きやすい職場環境の整備、待遇格差是正等の啓発	・女性が働きやすい職場環境づくりを推進するため、中小企業等女性活躍推進事業助成金を実施し、チラシ・ホームページ等でPRする。	・女性が働きやすい職場環境づくりを推進するため、中小企業等女性活躍推進事業助成金を実施し、企業訪問の際に紹介し、チラシ・ホームページ等でもPRした。 ・中小企業等女性活躍推進事業助成金の交付件数:1件	【効果・成果】 ・女性専用の制服のデザイン及び導入を支援し、働きやすい職場環境づくりを推進することができた。 【課題】 ・ニーズに合わせて助成金の内容を検討することが必要	B	・女性が働きやすい職場環境づくりを推進するため、内容の検討を進めながら中小企業等女性活躍推進事業助成金を活用し、チラシ・ホームページ等でPRする。	継続	商業観光課	
18	13 経営能力の育成と創業への支援 (事業概要) ・女性活躍推進法に基づく推進計画の検討	・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 ・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所向けのセミナー開催及びコーディネーター派遣事業を活用する取組を行う。	・身近な事例に学ぶワーク・ライフ・バランス推進セミナーを事業所向けに開催した。講師:グローバルマーケティング(株)山倉正稔氏、参加者:8人 ・県が勤めるワーク・ライフ・バランス推進コーディネーター派遣制度について、事業所を4社訪問し、制度の周知と活用についての働きかけを行った。	【効果・成果】 ・事業所に対し、専門家からワーク・ライフ・バランスの推進・導入を図るための業務内容や働き方等に応じた取組の説明、アドバイスをすることができた。 【課題】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進とその効果を検証した啓発	B	・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 ・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所向けのセミナー開催及びコーディネーター派遣事業を活用する取組を行う。	継続	人権啓発・男女共同参画室	
19	13 経営能力の育成と創業への支援 (事業概要) ・商工会議所や商工会等の関係機関との連携による創業や経営に関する相談会の実施	・商工会議所と連携し、創業や経営に関する相談会を実施する。	・創業経営相談会 33回開催、相談件数85件 ・法律関連相談 6回開催、相談件数9件 ・金融幹旋関連相談 相談件数36件 ・税務相談会 6回開催、相談件数13件 ・申告相談会 5回開催、相談件数32件 ・働き方改革相談会 5回開催、相談件数5件 ・労働相談会 4回開催、相談件数14件 ・創業キックオフセミナー 2回開催、受講者2名 ・創業者ミーティング 受講者5名	【効果・成果】 ・相談内容に応じて、商工会議所から適切な専門家を紹介し、相談会への参加に繋がった。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より創業経営相談会の回数が増加した。雇用調整助成金の相談等、労務問題に対応できるよう労働相談会も定期開催し、各種相談への対応を行うことができた。 【課題】 ・早い段階での相談に繋げるため、相談窓口や相談会の開催について、より周知を図っていく必要がある。	B	・商工会議所と連携し、創業や経営に関する相談会を実施する。	継続	商業観光課	

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28年度～令和2年度)推進状況

基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境の整備									
重点目標3 働く場での男女平等の推進									
男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
20	7 自立のための就職・再就職の支援	14 自立した生活を送るための就職支援 (事業概要) ・若者への就職支援のための相談、紹介活動や未就職者向けの職業意識を高めるための支援と情報提供 ・職業訓練の周知及び就職支援の推進 ・女性の再就職に関する必要な知識や情報の提供	・就職支援のための相談、照会活動や未就職者向けの職業意識を高めるための支援と情報提供を行う。 ・概ね35歳以下の未就職者向けに職業意識を高めるためのセミナーを開催する。加えて、コミュニケーションに課題がある若者向けのセミナーを新たに実施する。 ・職業訓練の周知及び就職支援を推進する。 ・再就職に関して必要な知識や情報を提供する。	・ワークサポート柏崎の若者職業相談コーナーで就労支援のための相談等を実施した。 相談件数:1,246件 応募件数:51件 女性18人、男性33人 就職件数:26件 女性9人、男性17人 ・おおむね35歳以下の未就職者向け若者就職支援セミナーを18回実施した。 参加人数:57人	【効果・成果】 ・本人の希望や適性などを確認しながら、適切な仕事に就けるように支援を行った。 ・セミナーを実施し、参加者が自己理解を深めたり、集団に慣れる機会をつくることができた。 【課題】 ・多面的な課題を持つ若者が少ないため、関係機関との連携を強化していく必要がある。	B	・就職支援のための相談、紹介活動や未就職者向けの職業意識を高めるための支援と情報提供を行う。 ・概ね35歳以下の未就職者向けに職業意識を高めるためのセミナーを開催する。加えて、コミュニケーションに課題がある若者向けのセミナーを実施する。 ・職業訓練の周知及び就職支援を推進する。 ・再就職に関して必要な知識や情報を提供する。	継続	商業観光課
21	8 農林水産業における男女共同参画の推進	15 家族経営、農業法人等の就労支援 (事業概要) ・家族経営や小規模事業所で働く女性の就労環境の改善に向けた啓発 ・家族経営協定締結の促進	・農業における家族経営協定のメリットを経営体に周知し、締結の促進を図る。	・市農業委員会、県との連携により対象農家の掘り起こしを実施した。家族の話し合いを推奨し、家族経営協定の締結を検討している経営体に対して周知を行った。(相談件数1件)	【効果・成果】 ・協定の締結までには至らなかったが、家族内で分業や給料・休日の取り方などを話し合うことで、女性の活躍の場を考えるきっかけとなった。 【課題】 ・家族経営協定制度のメリットを、広く周知していく必要がある。	C	・引き続き、農業における家族経営協定のメリットを農家に周知し、締結の促進を図る。	継続	農政課
22		16 農業生産物活用による地域活性化への女性の参加 (事業概要) ・地産地消・食育推進のための活動の促進 ・農村地域生活アドバイザーの新規認定	・農家の女性で組織する「農村地域生活アドバイザー」の活動を支援。 ・農産漁村体験のインストラクター「なりわいの匠」の活動を支援。 ・秋の収穫祭の開催により、農業者と消費者の直接交流。	【農村地域生活アドバイザーの活動支援】 ・社会参画として、人・農地プラン作成検討委員会、食の地産地消推進会議の委員へ登用。 ・農産物や加工品を市内直売所へ出荷。 ・小学校、保育園等で料理講習や野菜の栽培指導を実施。 【なりわいの匠の活動支援】 ・なりわいの匠に3名を新規認定(女性3名)(男性65名、女性76名、計141名) 【食の地産地消、食育の推進】 ・秋の収穫祭がコロナ感染症のため中止となり、生産者との交流事業は実施出来なかった。	【効果・成果】 ・農業者の高齢化が進む中で、活動できる人、活動の場を確保することができ、女性の活躍と地域振興を推進した。 【課題】 ・農業者の高齢化により、農村地域生活アドバイザー、なりわいの匠認定者の確保が困難となっている。	C	・農家の女性で組織する「農村地域生活アドバイザー」の活動を支援。 ・農産漁村体験のインストラクター「なりわいの匠」の活動を支援。 ・秋の収穫祭の開催により、農業者と消費者の直接交流。	継続	農政課

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28年度～令和2年度)推進状況

基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境の整備

重点目標3 働く場での男女平等の推進

重点目標4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

【事業所管課の評価】

令和2(2020)年度の事業計画及び実績に対し、4段階で評価してください。

- A:大いに効果・成果があった B:効果・成果があった
C:効果・成果が薄かった D:効果・成果がなかった

	項目	22(2010)年度実績値	26(2014)年度実績値	2(2020)年度目標値	根拠等
指標	職場における男女が平等であると思う人の割合	17.5%	22.3%	30.0%	市民意識調査
	ハッピー・パートナー企業への登録数(累計)	19社	27社	40社	企業登録数(新潟県)
	「ワーク・ライフ・バランス」について内容を知っている人の割合	—	12.0%	50.0%	市民意識調査

基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境の整備

重点目標4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

男女共同参画基本計画の内容		令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向 主な事業・概要							
23	9 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	17 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 (事業概要) ・広報、ホームページ等の活用やセミナーの開催によるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発	・働き方改革関連法が今後数年かけて順次施行されることから、ワーク・ライフ・バランスについて事業所に意識啓発を行う。 ・ホームページに働き方改革について掲載し、事業所に対して意識啓発を行った。	【効果・成果】 ・ホームページに掲載することで周知を図ることができた。 【課題】 ・働き方改革を身近に感じてもらえるような内容の検討	B	・働き方改革関連法が今後数年かけて順次施行されることから、ワーク・ライフ・バランスについて事業所に意識啓発を行う。	継続	商業観光課
24		・働き方の見直しに向けた事業者への啓発	・ワーク・ライフ・バランスセミナーを事業所向けに開催し、仕事と家庭の両立について啓発する。 ・ハッピー・パートナー企業のワーク・ライフ・バランスの取組をかしわざき男女共同参画推進市民会議(事務局:人権啓発・男女共同参画室)発行の広報誌「あいむ柏崎」に掲載し、事業者の意識を高める。	・身近な事例に学ぶワーク・ライフ・バランス推進セミナーを事業所向けに開催した。講師:グローバルマーケティング(株)山倉正稔氏、参加者:8人 ・ハッピー・パートナー企業のワーク・ライフ・バランスの取組をかしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報誌「あいむ柏崎」に掲載した。(4社)	【効果・成果】 ・ワーク・ライフ・バランスセミナーでは、取組事例を聞くことやグループワークをすることで効果を感じてもらえた。 ・ハッピー・パートナー企業をあいむ柏崎及びホームページで周知し関心を高めた。登録事業所の増加が期待できる。 【課題】 ・ワーク・ライフ・バランスのメリットを感じてもらえるような内容の検討	・ワーク・ライフ・バランスセミナーを事業所向けに開催し、仕事と家庭の両立について啓発する。 ・ハッピー・パートナー企業のワーク・ライフ・バランスの取組をかしわざき男女共同参画推進市民会議(事務局:人権啓発・男女共同参画室)発行の広報誌「あいむ柏崎」に掲載し、事業者の意識を高める。	継続	人権啓発・男女共同参画室
25	18 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境づくり	(事業概要) ・仕事と家庭等を両立できる環境づくりに取り組む企業等への支援	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境づくりを支援するため、柏崎市仕事と家庭の両立支援奨励金を実施し、チラシ・ホームページ等でPRする。 ・国の両立支援等助成金では、介護離職防止や再雇用制度の導入に向けた取組も対象としていることから、企業の選択肢を増やし取組を促進する。	・企業訪問の際に奨励金を紹介するとともに、ホームページに仕事と家庭の両立支援奨励金について掲載し、周知を図った。 ・仕事と家庭の両立支援奨励金の交付件数:11件	【効果・成果】 ・事業主に奨励金を周知することで、職業生活と家庭生活を両立しやすい環境づくりを促進することができた。 【課題】 ・国の助成金の制度周知にも積極的に取り組む必要がある。	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境づくりを支援するため、柏崎市仕事と家庭の両立支援奨励金を実施し、チラシ・ホームページ等でPRする。 ・国の両立支援等助成金では、介護離職防止や不妊治療に関する制度の導入に向けた取組も対象としていることから、企業の選択肢を増やし取組を促進する。	継続	商業観光課
26			・ワーク・ライフ・バランスセミナーを事業所向けに開催し、仕事と家庭を両立できる環境づくりについて啓発する。 ・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所向けのセミナー開催及びコーディネーター派遣事業を活用する取組を行う。	・身近な事例に学ぶワーク・ライフ・バランス推進セミナーを事業所向けに開催した。講師:グローバルマーケティング(株)山倉正稔氏、参加者:8人 ・県が勤めるワーク・ライフ・バランス推進コーディネーター派遣制度について、事業所を4社訪問し、制度の周知と活用についての働きかけを行った。	【効果・成果】 ・事業所に対し、専門家からワーク・ライフ・バランスの推進・導入を図るための業務内容や働き方等に応じた取組の説明、アドバイスを行うことができた。 【課題】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進とその効果を検証した啓発	・ワーク・ライフ・バランスセミナーを事業所向けに開催し、仕事と家庭を両立できる環境づくりについて啓発する。 ・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所向けのセミナー開催及びコーディネーター派遣事業を活用する取組を行う。	継続	人権啓発・男女共同参画室
27	19 ハッピー・パートナー企業の普及啓発	(事業概要) ・ハッピー・パートナー企業の登録拡大と普及啓発	・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 ・人権啓発・男女共同参画室等と連携した普及啓発活動を検討・実施する。	・市の助成金のホームページにハッピー・パートナー企業について掲載し、周知を図った。 ・企業訪問の際にハッピー・パートナー企業の制度を案内した。	【効果・成果】 ・助成金の交付要件でもあり、ホームページに助成金と併せて掲載することで周知の機会を増やすことができた。 ・男女共同参画室と連携し、1件登録につなげることができた。 【課題】 ・事業所に対してさらなる啓発、周知が必要	・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 ・人権啓発・男女共同参画室等と連携した普及啓発活動を検討・実施する。	継続	商業観光課
28			・引き続き県と連携して、ハッピー・パートナー企業(男女共同参画推進企業)の普及啓発により登録拡大を図る。 ・男女共同参画推進市民会議発行の広報誌「あいむ柏崎」にハッピー・パートナー企業を掲載して周知を図る。	・ホームページに掲載して制度の周知を図った。 ・ハッピー・パートナー企業のワーク・ライフ・バランスの取組をかしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報誌「あいむ柏崎」に掲載した。(4社)	【効果・成果】 ・コロナ禍にあり、ハッピー・パートナー企業の新規登録事業者数は2件増加にとどまった。 【課題】 ・ハッピー・パートナー企業になったメリットを感じられる取組が必要である。	・引き続き県と連携して、ハッピー・パートナー企業(男女共同参画推進企業)の普及啓発により登録拡大を図る。 ・男女共同参画推進市民会議発行の広報誌「あいむ柏崎」にハッピー・パートナー企業を掲載して周知を図る。	継続	人権啓発・男女共同参画室

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28年度～令和2年度)推進状況

基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境の整備									
重点目標4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進									
男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
30	10 子育て支援体制の整備・充実	20 子育て支援事業の充実 (事業概要) ・ファミリーサポートセンター、一時預かり事業等の子育て支援事業の実施 ・相談体制や情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して、新規会員を募集する。(11/19シルバー人材センター子育て研修会でチラシ配布して勧奨) 会員のAED研修会に、一般市民の参加について周知し、ファミリーサポートセンターへの参加勧奨を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 依頼会員:223人 提供会員:50人 両方会員:7人 活動数:505人 新規提供会員:5人 広報や関係機関での広報に取り組むことで、新規の提供会員に5人の申請があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 【効果・成果】 ・預かりや送迎により、共働き世帯の子育て支援として有効であった。 ・引き続き、新規の提供会員獲得のため、広報活動に取り組む。 【課題】 ・提供会員のうち男性が14%、女性が86%で、男性の割合が低いので、引き続き男性会員の加入を呼びかける。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して、新規会員を募集する。 ・会員に対して、AEDの講習会を実施する。 	継続	子育て支援課
31			<ul style="list-style-type: none"> 子育てサポーターの継続と新たな育成、及び地域と協働してサポートする支援体制づくりを検討する。 ・子育て支援者研修会の参加者を増やすため、「サポーター通信」の充実を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○田尻子育てサポーターの育成活動を行った。 ・子育て支援者研修会を1回開催し、参加の呼びかけを行った。 ・「田尻あそびの広場」を9回開催した。 ・サポーター主導の時間を作り、役割を明確化した。 	<ul style="list-style-type: none"> 【効果・成果】 ・田尻子育てサポーターが年間延べ20人参加し、利用する親子への子育て支援を行うことができた。 【課題】 ・子育てサポーターの継続的な育成及び地域と協働してサポートする支援体制づくりが必要である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 子育てサポーターの継続と新たな育成、及び地域と協働してサポートする具体的な支援体制づくりを検討する。 ・子育て支援者研修会の参加者を増やすため、「サポーター通信」の充実を図っていく。 ・「田尻あそびの広場」を年11回開催する。 	継続	保育課
32		21 多様な保育サービスの充実 (事業概要) ・保護者のニーズに応じた早朝保育や延長・休日保育等の実施 ・病児・病後児保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝及び延長保育を全28園で実施し、うち13園では保育標準時間の11時間を超えて開園する。 ・一時預かりの利用ニーズに対応するとともに、幼児教育・保育の無償化の対象施設要件に合致するよう体制等を整備して一時預かりを実施する。また、休日保育を柏崎保育園子育て支援室で実施する。 ・病児保育を国立病院機構新潟病院に委託し実施する。また、新潟病院の病児保育に係る負担を検証するとともに、引き続き柏崎総合医療センターと病児保育の実施について協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝及び延長保育を全28園で実施し、うち13園(公立4園、私立9園)では保育標準時間の11時間を超えて開園した(延べ3,631人)。 ・一時預かりは15園(公立8園、私立7園)で実施した(延べ1,786人)。松波保育園の定員を3人から9人に拡充した。また、休日保育は柏崎保育園で実施した(延べ182人)。 ・病児保育を国立病院機構新潟病院に委託し実施した(延べ171人)。また、柏崎総合医療センターと病児保育への移行について協議する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、病児保育の利用者数が著しく減少したことから、協議を行わなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 【効果・成果】 ・多様な保育サービスを展開することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与することができた。 【課題】 ・病児保育では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者が著しく減少した。また、柏崎総合医療センターが独自に実施している病後児保育から病児保育への移行について、同センターとの協議を継続する必要がある。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝及び延長保育を全27園で実施し、うち13園では保育標準時間の11時間を超えて開園する。 ・一時預かりを12園(公立7園、私立5園)で実施する。また、休日保育を柏崎保育園子育て支援室で引き続き実施する。 ・病児保育を国立病院機構新潟病院に委託し実施する。また、引き続き柏崎総合医療センターと病児保育の実施について協議する。 	継続	保育課
33		22 放課後児童対策の充実 (事業概要) ・児童の受入れの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中一時的に利用希望児童が増加するため、受入不可能とならないよう、引き続き関係機関と調整を図り、受入体制の拡大を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内23カ所の児童クラブについて、夏季休業中の1日開設を継続して行った。 ・東部児童クラブ、荒浜児童クラブにおいては、受け入れ枠を拡大するため、夏季休業期間のみ小学校内に移設することができた。 ・利用可能な児童クラブの希望を確認し、定員超過となった児童クラブを希望する児童について、同学校区である他の児童クラブでの受け入れ(3人)を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 【効果・成果】 ・保護者の就労支援に寄与することができた。 【課題】 ・夏季休業中(短期間)における児童クラブの受入体制の拡大に伴う開設場所の確保や支援員の確保 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中一時的に利用希望児童が増加するため、受入不可能とならないよう、引き続き関係機関と調整を図り、受入体制の拡大を目指す。 	継続	子育て支援課
34	11 介護支援体制の整備・充実	23 高齢者や介護者を支える体制づくり (事業概要) ・地域包括支援センター等の相談機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議等や地域の集いの場において、生活支援コーディネーターや地域の代表者等と協働し、各地域の特性を踏まえた啓発方法や、支援体制を検討する。 ・地域住民や医療・介護関係者に対し地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を幅広く行う。また、相談件数が少ない地域を中心に、チラシや包括通信を配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議(個別会議23回、圏域会議15回、推進会議2回)を実施し、地域関係者、生活支援コーディネーターや医療介護関係者等の参加を得て、地域課題等を検討した。 ・各地域の特性を踏まえ、住民及び町内会長や民生委員等に対し、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を125回、延べ1,443人に対し行った。 ・当該年度の相談件数は、実4,054件、延べ4,692件であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 【効果・成果】 ・認知症や身寄りのない高齢者、介護者家族の抱える問題を、早期に把握し、当事者だけでなく地域の関係者も含めて検討することで、具体的な地域の見守りや介護支援体制の構築につながった。 【課題】 ・地域によっては、困りごとを家族で抱え込む傾向がある。特に男性は、相談につながりにくい傾向がある。 ・早期の相談につながるよう継続した周知、啓発が必要である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議等や地域の集いの場において、生活支援コーディネーターや地域の代表者等と協働し、各地域の特性を踏まえた啓発方法や、支援体制を、今後も検討する。 ・地域住民や医療・介護関係者に対し地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を幅広く行う。また、相談件数が少ない地域を中心に、チラシや包括通信を配布する。 	継続	介護高齢課

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28年度～令和2年度)推進状況

基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の推進

重点目標5 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大

重点目標6 地域活動等における男女共同参画の推進

【事業所管課の評価】

令和2(2020)年度の事業計画及び実績に対し、4段階で評価してください。

A: 大いに効果・成果があった B: 効果・成果があった

C: 効果・成果が薄かった D: 効果・成果がなかった

項目	22(2010)年度実績値	26(2014)年度実績値	2(2020)年度目標値	根拠等
市の審議会等の女性の登用率	31.2%	28.8%	40.0%	人事課調べ
コミュニティ推進協議会における女性役員割合	—	26.8%	30.0%	市民活動支援課調べ

※女性役員:市内31のコミュニティ振興協議会の運営(部会・委員会を含む)に携わる役員

	28(2016)年度	29(2017)年度	30(2018)年度	元(2019)年度	2(2020)年度
実績	34.4%	31.7%	32.3%	32.5%	34.4%
	23.0%	23.3%	24.4%	24.5%	24.4%

基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の推進

重点目標5 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
35	12 政策・方針決定過程への女性の参画推進	24 市の各種審議会等への女性の登用の推進 (事業概要) ・市の各種審議会等への女性の積極的な登用 ・女性人材登録制度への登録促進と制度の活用による参画の拡大	・引き続き、女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働きかけを継続して行う。	・附属機関の実態調査に併せ、附属機関の女性登用方針を担当課へ周知した。 ・女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働きかけを継続して行った。 ・公募委員等の選考時に、女性委員の登用を積極的に進めた。	【効果・成果】 ・各々取組を継続的に推進した結果、女性登用率が34.4% (前年度比1.9%増)となった。 【課題】 ・公募以外の委員において、推薦団体自体の女性割合が低いものもあり、全ての附属機関で统一的に女性割合の引き上げができない。 ・附属機関の分野によるが、公募委員へ応募する女性が少ない。	B	・引き続き、女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働きかけを継続して行う。	継続	人事課
36			・女性人材登録制度を広め、登録人数を増やすとともに、女性の登録率向上を図るための働きかけを継続して行う。 ・ホームページ等で女性活躍に関する啓発を行う。	・デスクネットのインフォメーションで女性の登用推進のための周知を3回行った。	【効果・成果】 ・女性の登用率を上げるための意識を啓発できた。 【課題】 ・推薦団体における役職にある女性の増加	B	・女性人材登録制度を広め、登録人数を増やすとともに、女性の登録率向上を図るための働きかけを継続して行う。 ・ホームページ等で女性活躍に関する啓発を行う。	継続	人権啓発・男女共同参画室
37	13 女性管理職等への積極的登用とその登用に向けた意識啓発の推進	25 市の女性職員の管理・監督職への積極的登用 (事業概要) ・管理・監督職として能力開発に向けた育成体制の充実	・新たな特定事業主行動計画に基づき、女性のキャリア形成を支援する取組や男性の育児参加の促進を進める。	○令和3(2021)年4月1日現在の女性管理監督者職員数 ・部長級 1人 ・課長級 2人 ・課長代理級 11人 ・係長級(保育園長を除く。) 20人 ○特定事業主行動計画に基づき、育児に関する休暇を申請した職員に対し関連する制度の情報提供を行い、家庭と仕事のバランスを取ることを支援した。また、女性職員のキャリア形成に関する研修として、4名の係長・主任級職員を庁外で実施する研修へ派遣した。加えて、子育て中の職員を部下に持つ課長代理、係長33名を対象に、職員の育児と仕事の両立を支援する職場づくりをテーマに、研修を実施した。 【特定事業主行動計画における目標値】 ・管理的地位にある職員に占める女性割合 (R2.4)6.3%⇒(R3.4)5% ・課長代理・係長に占める女性割合 (R2.4)22.3%⇒(R3.4)23.6%	【効果・成果】 ・対象者への育児に関する制度の周知や研修の実施により、女性活躍及び男性の育児参加に対する意識が高まり、男性職員の育児休業取得につながった。 【課題】 ・女性職員の活躍を推進するためには、男性職員も含めた働き方の見直し(長時間労働の是正)を進めると同時に、管理監督職をはじめとする周囲の協力が不可欠である。組織全体の意識変革が定着し、継続的な成果となるには、研修やインフォメーションなど地道な取組を続ける必要がある。	B	・特定事業主行動計画に基づき、引き続き女性のキャリア形成を支援する取組や男性の育児参加の促進を進める。	継続	人事課
38		26 女性活躍推進法に関する広報啓発 (事業概要) ・企業の理解促進のための広報啓発	・女性が働きやすい職場環境づくりを推進するため、中小企業等女性活躍推進事業助成金を実施し、チラシ・ホームページ等でPRする。	・中小企業等女性活躍推進事業助成金の交付件数:1件	【効果・成果】 ・女性が働きやすく勤めやすい環境づくりを促進できた。 【課題】 ・職場環境づくりを行うことのメリットを知ってもらう工夫が必要	B	・女性が働きやすい職場環境づくりを推進するため、中小企業等女性活躍推進事業助成金を活用し、チラシ・ホームページ等でPRする。	継続	商業観光課
39			・ホームページ等で研修会の周知や資料による啓発を行う。	・デスクネットのインフォメーションで女性の登用推進のための周知を3回行った。 ・デスクネットのインフォメーションで新潟県女性財団や県が行う研修会等の案内を行った。	【効果・成果】 ・女性の登用率を上げるための意識を啓発できた。 【課題】 ・推薦団体における役職にある女性の増加	B	・ホームページ等で研修会の周知や資料による啓発を行う。	継続	人権啓発・男女共同参画室

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28年度～令和2年度)推進状況

基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の推進
重点目標5 政策・方針・意思決定過程への女性の参画拡大
重点目標6 地域活動等における男女共同参画の推進

【事業所管課の評価】
 令和2(2020)年度の事業計画及び実績に対し、4段階で評価してください。
 A:大いに効果・成果があった B:効果・成果があった
 C:効果・成果が薄かった D:効果・成果がなかった

項目	22(2010)年度実績値	26(2014)年度実績値	2(2020)年度目標値	根拠等
市の審議会等の女性の登用率	31.2%	28.8%	40.0%	人事課調べ
コミュニティ推進協議会における女性役員割合	—	26.8%	30.0%	市民活動支援課調べ

※女性役員:市内31のコミュニティ振興協議会の運営(部会・委員会を含む)に携わる役員

実績	28(2016)年度	29(2017)年度	30(2018)年度	元(2019)年度	2(2020)年度
	34.4%	31.7%	32.3%	32.5%	34.4%
	23.0%	23.3%	24.4%	24.5%	24.4%

基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の推進

重点目標6 地域活動等における男女共同参画の推進

男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
40	14 地域活動における男女共同参画の推進	27 町内会・コミュニティ・NPO活動等における男女共同参画の促進 (事業概要) ・町内会・コミュニティ・NPO活動等への女性参画の推進	・コミュニティ推進協議会の会議場面等で啓発を継続して実施するとともに、コミュニティ職員の研修会等を通じて、女性ならではの意見を汲み上げられるよう情報提供や働きかけを行い、幅広いコミュニティ活動に反映していく。また、各コミュニティセンターで開催するサークルや講座の女性参加者を増加につなげる工夫を行う。 ・各コミュニティセンターで実施している「女性が参加しやすい会議時間の工夫等」について、事例を情報共有する。	・柏崎市コミュニティ推進協議会の研修部会において『地域活動等における男女共同参画の推進について』をテーマに研修会を行い、市内31コミセンから計33名が参加した。 人権啓発・男女共同参画室から、男性・女性、それぞれの特性を活かしたコミュニティ運営や女性が地域活動に参加するメリットについて説明を受けた後、6人程度でグループ討議を行った。 討議は次の2つのテーマから1つを選んで行った。 ① 地域コミュニティ振興協議会の女性役員(部員を含む)を30%にするには。 ② 避難所を運営する時に女性の意見を活かすには。	【効果・成果】 ・市内31のコミュニティ振興協議会の中には女性役員割合が既に30%を超えているコミセンもあり、女性役員を確保するため、女性が参加しやすい会議時間の設定、小学校役員経験者をコミセン役員に推薦する、女性役員に希望する活動を聞き調整する、町内会へ女性役員を複数人選出してもらうよう依頼するなど、工夫している点について情報を共有した。 【課題】 ・コミュニティ活動に女性の意見を取り入れる重要性和、女性が地域活動に参加するために家庭の協力が大切であることを地域の皆さんに理解してもらうため、継続的な取り組みが必要である。	B	・コミュニティ職員の研修会等を通じて、引き続き女性の地域参加の重要性を周知していく。女性ならではの意見を反映できるよう、女性役員の増加に努める。 ・各コミュニティセンターで開催するサークルや講座の女性参加者を増加につなげる工夫を行う。	継続	市民活動支援課
			・「よるラボ」については、今年度も引き続き開催し、さまざまな年齢層の方向士の繋がりが生まれるような手立てを講じていく。 ・「アイデア交換会」も引き続き開催し、活動を応援する人材も育成していく。 ・市民活動センターの講座等の開催については、男女問わず幅広い年齢層の参加が得られるような周知を行う。	・市内外のまちづくり活動の実践者から学ぶ「よるラボ」を11回開催し、男女問わず20代から70代と幅広い年齢層から延べ277人の参加があった。 ・「アイデア交換会」は、新型コロナウイルス感染防止対策により開催を見送った。	【効果・成果】 ・「よるラボ」では、講演だけでなく参加者同士のディスカッションも行い、参加者同士の交流により、新たな繋がりが広がった。また、一部の会ではzoomによる配信も実施するなど、コロナ禍においても幅広く参加者を募ることができた。「よるラボ」の開催により、参加者277人中191人(目標130人)がアンケート回答で、次のアクションのきっかけになったと回答している。 【課題】 ・一部参加者層の固定化が見られ、新規参加者の市民活動センターに新たにかかわる人材をどのように発掘していくかが課題。	B	・市民活動センターにおいて、男女を問わず公益活動を行う人材・団体を支援し、様々な講座やイベント等を通じて女性の参画を促進するとともに、女性の活躍の場の拡大につなげていく。		
41	15 防災分野における男女共同参画の推進	28 男女共同参画の視点に立った防災対策の展開 (事業概要) ・防災会議の女性委員の登用促進 ・防災士の育成	・防災会議の女性委員を登用率の向上に努める。 ・平時から、避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した取組みと備えを充実させる。(プライバシーウォールや段ボールベッド、液体ミルク、食物アレルギーに対応した食料の調達等に関する災害協定の締結等) ・防災士養成講座への女性の積極的な参加を呼びかけ、新たな防災士の養成に取り組むとともに、防災士資格取得後のフォローアップ研修などにおいて、男女共同参画の視点に立った防災対策の重要性を学習する機会を提供する。また、女性防災士の活動を引き続き支援する。	・防災会議の女性委員について、6名の女性委員を登用した。全体の16.6%(6人/36人 前年度同様)となった。 ・避難所におけるプライバシー保護や女性、子育て世代へ配慮した備蓄品の更なる充実を図った。 ・防災士養成講座には、町内会や事業所からの推薦により47名が受講。うち9名は女性(9人/47人 前年度よりも約1.7ポイント減少)であった。 ・防災士資格取得後のフォローアップ研修を2回行い、防災士としての知識と技能の向上を図った。	【効果・成果】 ・要配慮者向けの備蓄品に関しては、引き続き専門的な知見を生かし、食料や物品の選定・調達に取り組むことができた。 【課題】 ・女性委員の登用率の向上 ・現時点で避難行動要支援者登録制度の対象でない妊婦や乳幼児等に対する安全な避難及び避難所の衛生・環境面の配慮や食物アレルギーへの対応が課題。	B	・防災会議の女性委員を登用率の向上に努める。 ・平時から、避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した取組みと備えを充実させる。(プライバシーウォールや段ボールベッド、液体ミルク、食物アレルギーに対応した食料の調達等に関する災害協定の締結等) ・防災士養成講座への女性の積極的な参加を呼びかけ、新たな防災士の養成に取り組むとともに、防災士資格取得後のフォローアップ研修などにおいて、男女共同参画の視点に立った防災対策の重要性を学習する機会を提供する。また、女性防災士の活動を引き続き支援する。	継続	防災・原子力課

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28年度～令和2年度)推進状況

基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の推進									
重点目標6 地域活動等における男女共同参画の推進									
男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
42		28 男女共同参画の視点に立った防災対策の展開 (事業概要) ・女性消防団員の確保 ・応急手当普及員による自主防災組織への指導の推進	・女性消防団員の確保に取り組む。 ・女性消防団員による応急手当講習会の実施を推進する。 ・平成29(2017)年度に応急手当普及員資格を取得した女性消防団員に資格継続のための再講習を実施する。 ・市民への救急法を普及させるため、消防署主催の応急手当講習会への協力や町内会等からの依頼に対応する。	・令和3(2021)年4月1日現在:女性消防団員数56人 ・令和2(2020)年4月1日の女性団員数58人に対し2人の減員 ・新型コロナウイルス感染症の影響で応急手当講習会の実施なし。 ・新型コロナウイルス感染予防対策のため、応急手当普及員再講習実施せず。 ・消防署主催の応急手当講習会及び町内会等からの依頼なし。	【効果・成果】 ・新型コロナウイルス感染症の影響で応急手当講習会で指導する機会がなく、応急手当普及員再講習も開催されず、受講できなかった。 【課題】 ・女性消防団員は、前年度に比べ2人の減だが学生消防団員の卒業に伴い、大幅に減員することが予想される。継続して女性消防団員の新規入団について取組む必要がある。 ・指導する機会や講習を受講する機会もなく、モチベーションや指導力の低下が危惧される。これらの低下を防止するためにも、活躍の場を増やすことや再教育の機会を設ける必要がある。	C	・女性消防団員をPRするプロモーションビデオを作成するための素材(動画)を準備する。 ・平成29、30(2017、2018)年度、に応急手当普及員資格を取得した女性消防団員に資格継続のための再講習を実施する。	継続	消防本部 消防総務課
43		29 住民主体の防災体制の支援 (事業概要) ・自主防災組織への女性の参加促進と女性リーダーの育成 ・女性の視点を活かした要配慮者への避難支援等の各種訓練の実施	・防災分野における男女共同参画を推進するため、女性防災士の育成を図り、女性の観点からの地域防災力向上に取り組む。	・地域等から推薦され市が養成する防災士に、女性の参加を働きかけた。(防災士資格取得者34人/205人 令和3(2021)年3月31日現在) ・防災出前講座33回のうち、今年度は女性講師派遣が0回であった。理由としては新型コロナ対策のため、AEDや外傷メニユーを外さなければならなくなり、日赤(看護師)派遣が1回も無かったためである。 なお、女性の受講者は164名であった。	【効果・成果】 ・平成30(2018)年度より女性防災士会が立ち上がり、女性の視点を活かした地域防災活動への支援が行われた。 【課題】 ・自主防災組織(町内会)等の役員が、男性中心のため、女性の参加者が、男性に比べ少ない。 ・地区防災訓練では、訓練内容が比較的男性中心のため、女性の参加が得にくい。	B	・防災分野における男女共同参画を推進するため、女性防災士の育成を図り、女性の観点からの地域防災力向上に取り組む。	継続	防災・原子力課

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28年度～令和2年度)推進状況

基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援(柏崎市DV防止基本計画)

重点目標8 男女の性の尊重と健康支援

重点目標9 困難を抱える人への自立支援

【事業所管課の評価】

令和2(2020)年度の事業計画及び実績に対し、4段階で評価してください。

A: 大いに効果・成果があった B: 効果・成果があった

C: 効果・成果が薄かった D: 効果・成果がなかった

項目	22(2010)年度実績値	26(2014)年度実績値	2(2020)年度目標値	根拠等
DV予防啓発のための研修・講演会等の参加者数	101人	557人	800人	市民意識調査
DV相談窓口を知っている人の割合	—	59.3%	80.0%	市民意識調査
※子宮頸がん検診受診率の割合	37.2%	27.6%	29.0%	市第二次健康増進計画
※乳がん検診受診率の割合	35.7%	30.9%	32.0%	市第二次健康増進計画
障害者の就労を支援する福祉施設を退所して一般就労した人	11人	9人	10人	市第5期障害福祉計画等

	28(2016)年度	29(2017)年度	30(2018)年度	元(2019)年度	2(2020)年度
実績	612人	407人	1,234人	413人	802人
	—	—	—	72.2%	—
	20.1%	23.2%	24.1%	24.5%	22.9%
	24.6%	28.0%	28.7%	29.5%	28.1%
	6人	11人	6人	8人	7人

※子宮がん検診、乳がん検診受診率の平成22(2010)年度と26(2014)年度の数値の変動は、平成24(2012)年度から検診を受診する対象者の算出方法が変更になったことによる。

基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援(柏崎市DV防止基本計画)

男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
44	16 DVを許さない社会づくりの推進	30 DVIに関する意識啓発と理解の促進 (事業概要) ・広報紙やホームページ等を活用したDVIに関する理解と予防についての周知 ・DV相談窓口の周知 ・DVの予防啓発に関する講演会の開催	・広報・ホームページを活用して周知啓発を行う。 ・「相談機関のご案内」カードやリーフレットを継続して配布し、広く周知に努めるとともに、効果的な設置場所の検討を行う。 ・DV防止講演会を開催する。	・令和2年11月のDV防止月間に、広報かしわざきに相談窓口の記事を掲載した。 ・DV事例の通告を受けた、市内整形外科クリニックに、相談窓口リーフレットの設置を依頼した。 ・DV防止講演会はコロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	【効果・成果】 ・DVの通告を受けた医療機関については、事例を通じて、市の相談体制について理解いただいた。 【課題】 ・相談窓口リーフレットの設置を、市内医療機関に増やしていくことを検討する必要がある。	B	・相談窓口リーフレットの設置を、市内医療機関に増やしていく(婦人科外来等)。 ・DV防止講演会を開催する。	継続	子育て支援課 人権啓発・男女共同参画室
45	31 DV予防教育の推進	(事業概要) ・若年層向けのデートDV予防啓発講座の実施	・市内の高校を対象にデートDV講座を継続する。 ・令和2(2020)年度に実施できなかった高校(学年)にも実施する。	・市内高校4校に5回デートDV講座を実施した。コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった高校が2校あった。	【効果・成果】 ・若い世代にありがちな事例を寸劇を交えて人権侵害であることを啓発できた。特に社会に出る前の高校生に対するセミナーは有効である。 【課題】 ・新型コロナウイルス感染防止のため、学校の行事の都合で実施できない学校が2校あり、開催について早めに周知することが必要である。	B	・市内の全高校を対象にデートDV講座を継続する。	継続	人権啓発・男女共同参画室
46	17 安心して相談できる体制の整備	32 相談体制の充実 (事業概要) ・被害者からの相談に対応するための女性福祉相談員の配置 ・女性福祉相談員の資質向上	・子育て支援課に業務を移管することで、女性福祉相談と児童虐待防止の総合的な相談対応を構築する。 ・対応困難者への複数対応に配慮する。	・女性福祉相談件数 実:121人、延:563人(DV実54人、延364人) 特別定額給付金に関連して住基支援の申請が増加した。	【効果・成果】 ・令和2年度より、子育て支援課に相談窓口が設置されたことにより、児童虐待にも配慮した総合的な支援を行った。緊急時の対応は、児童虐待対応職員と連携して、保健師が関係機関との調整を行う等、複合的な支援を効果的に実施できた。 【課題】 ・転入直後に、緊急対応を必要とする事例は、情報が少ないため、警察等、関係機関との連携をより強化する必要がある。	B	・児童虐待事例の検討会や支援者研修会に、女性福祉相談員が参加することで、支援の方向性を共有する。	継続	子育て支援課
47	33 関係機関との連携	(事業概要) ・個々の相談に対応した関係部署、女性福祉相談所や他市町村との連携	・庁内関係課及び庁外関係機関との連絡、調整、協議を随時行い、連携強化を図る。	・DV通告を受けた、市内の診療所(1か所)に、相談リーフレットを設置した。 ・DV被害連絡会は、コロナ禍で中止した。	【効果・成果】 ・通告を受けた診療所には、出向いて説明することで、DV相談の体制について、理解を得た。 【課題】 ・今後は、市内の医療機関に、相談リーフレットの設置を拡大する必要がある。	B	・「DV被害連絡会」を実施し、女性福祉相談と児童虐待防止の連携体制について、関係機関に周知する。加えて、事例報告を通じて、関係機関の役割と連携について検討する。 ・市内の医療機関(婦人科)に、相談窓口リーフレットの設置を依頼する。	継続	子育て支援課

基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援(柏崎市DV防止基本計画)

男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
48	18 安全な保護体制の整備	34 保護体制の充実と安全確保 (事業概要) ・緊急保護や避難を要する場合の被害者の安全の確保と同行支援 ・外国人、高齢者、障害者への配慮と関係部署との連携 ・相談従事者への不当な危害を防ぐための安全対策	・警察との連携においては、児童虐待防止における連携において内規を作成予定であるので、DVにおける連携も含めて協議する。	・コロナ禍で、警察が関係機関として参加を予定していた、要保護児童対策地域協議会の代表者会議が紙面開催となり、連携等について協議できなかった。	【効果・成果】 ・児童虐待とDV対応における連携について、体系のイメージ図を、要保護児童対策地域協議会の実務者会議で説明し、実務担当者の理解を得た。 【課題】 ・警察とDV防止における連携について、個別に協議を進める必要がある。	C	・柏崎警察生活安全課と、DV防止事業における連携について協議を行う。	継続	子育て支援課
		35 被害者等の心身の健康回復 (事業概要) ・精神疾患や児童の心理的虐待等への医療機関及び児童相談所との連携	・ケースの背景に、精神疾患や児童虐待(面前DV)等、複合的な課題がある場合は、横断的なケース検討会の実施により関係機関で支援策を検討する。	・DV世帯に児童がいる場合は、面前DVと捉えて児童虐待の検討会に女性福祉相談員が参加し、協働で検討した。	【効果・成果】 ・検討会に、保健師及び家庭児童相談員等が参加して検討することで、多面的な支援の検討が可能となった。必要に応じて、児童相談所への連絡は、保健師が行った。 【課題】 ・相談者に精神疾患や特性がある場合、医療機関との連携が必要となり、高度なソーシャルワークが必要となる。	A	・DV世帯に児童がいる場合は面前DVと捉え、要保護児童対策地域協議会と連携して支援を行う。	継続	子育て支援課
50	19 被害者の自立支援の充実	36 生活安定のための支援 (事業概要) ・福祉制度の情報提供及び手続きへの助言 ・公営住宅の優先入居等を活用した住宅確保を支援 ・同伴児童の就学、保育園入園等の支援 ・就労のための補助事業の実施	・女性の自立に向けた就労支援を継続する。 ・自立支援教育訓練制度や高等職業訓練制度の周知を図るとともに、必要な助言や支援を行う。	・就業相談を受けた際は、必要に応じてハローワークにつなげると共に、自立支援教育訓練制度等の制度の紹介を行った。 ・高等職業訓練制度の受給者2人 ・自立支援教育訓練制度等の受給者1人	【効果・成果】 ・制度の活用により、自立した生活の実現に寄与した。 【課題】 ・2つの助成制度とも、受給者が5人以内の状況が継続しているため、制度の利用者増加に向け、ハローワーク等と連携した、制度の周知を検討する必要がある。	B	・自立支援教育訓練制度や高等職業訓練制度の周知を図るとともに、必要な助言や支援を行う(ハローワークの窓口にもリーフレットを設置する)。	継続	子育て支援課
		37 安心できる生活への支援 (事業概要) ・住民票の閲覧制限などの個人情報の保護 ・保護命令制度等の司法手続きに関する支援や法律相談窓口等の紹介	・被害者の状態を確認し、必要に応じて警察への事前相談や保護命令制度の支援や安全対策への助言を行う。 ・住民票の閲覧等の制限が必要な場合は、関係部署と連携を図り、対象となっている被害者の情報について、特に厳重に管理、対応するように情報共有を行う。	・生命の安全においてリスクが高い場合は、警察に情報提供し、対応を共有することで、安全を確保した。 ・特別定額給付金の支給に係る、住基支援の申請が増加した(29件)。	【効果・成果】 ・安全確保において、リスクが高い場合は、児童虐待の判定会議に準じた受理会議を係内で行うことで、スピーディな対応が可能となった。 【課題】 ・住基支援において、市民課とタイムリーな情報共有に努める必要がある。	B	・緊急性が高い事例については、係内で受理会議を開催し、安全確保の方向性を確認すると共に、警察と連携して対応する。 ・対応においては、児童虐待対応の職員と役割分担して対応する。	継続	子育て支援課

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28年度～令和2年度)推進状況

基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援(柏崎市DV防止基本計画)

重点目標8 男女の性の尊重と健康支援

重点目標9 困難を抱える人への自立支援

【事業所管課の評価】

令和2(2020)年度の事業計画及び実績に対し、4段階で評価してください。

A:大いに効果・成果があった B:効果・成果があった

C:効果・成果が薄かった D:効果・成果がなかった

項目	22(2010)年度実績値	26(2014)年度実績値	2(2020)年度目標値	根拠等
DV予防啓発のための研修・講演会等の参加者数	101人	557人	800人	市民意識調査
DV相談窓口を知っている人の割合	—	59.3%	80.0%	市民意識調査
※子宮頸がん検診受診率の割合	37.2%	27.6%	29.0%	市第二次健康増進計画
※乳がん検診受診率の割合	35.7%	30.9%	32.0%	市第二次健康増進計画
障害者の就労を支援する福祉施設を退所して一般就労した人	11人	9人	10人	市第5期障害福祉計画等

	28(2016)年度	29(2017)年度	30(2018)年度	元(2019)年度	2(2020)年度
実績	612人	407人	1,234人	413人	802人
	—	—	—	72.2%	—
	20.1%	23.2%	24.1%	24.5%	22.9%
	24.6%	28.0%	28.7%	29.5%	28.1%
	6人	11人	6人	8人	7人

※子宮がん検診、乳がん検診受診率の平成22(2010)年度と26(2014)年度の数値の変動は、平成24(2012)年度から検診を受診する対象者の算出方法が変更になったことによる。

基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標8 男女の性の尊重と健康支援

男女共同参画基本計画の内容		令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向 主な事業・概要							
52	20 生涯を通じた 男女の性への 理解の推進 (事業概要) ・望まない妊娠をなくし、安心して産み 育てるために男女の性の知識を普及	38 母子保健の充実 (事業概要) ・母子健康手帳発行時にパパコトの冊子を引き続き配 布し、男性の育児参加について意識啓発する。	・柏崎地域振興局と共催実施していた、高校生向けの思春期 講座は、コロナ禍における感染防止対策により、全て、中止と なった。	【効果・成果】 ・事業の中止により、目標は達成できなかった。 【課題】 ・コロナ禍において、思春期に向けた非接触性の啓発につい て、検討する必要がある。	C	・コロナ禍における啓発活動について、柏崎地域振興局と協議 する。	継続	子育て支援 課
53	39 思春期の男女への正しい性に関する 知識の提供 (事業概要) ・男女の性の理解の推進 ・エイズ、薬物、喫煙等から健康を守る 教育の実施	・成長段階に応じた性教育を実施する。 ・性感染症、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施 する。	・全小・中学校の体育・保健の授業や学級活動等で生命誕生 や命の大切さなど、発達段階に応じた内容により、自身の体を 大切にする教育を行った。 ・全11中学校で外部講師派遣事業を実施した。助産師を講師 に、思春期の心と体の変化や、男女の体の違い、望ましい男 女交際等について学んだ。	【効果・成果】 ・それぞれの発達段階に応じた性教育を確実に積み重ね ることによって正しい知識につながった。 【課題】 ・男女の性の理解や尊重とともに、性同一性障害など、人権課 題に配慮しながら個を尊重する気持ちを育てていく。	B	・成長段階に応じた性教育を実施する。 ・性感染症、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施する。	継続	学校教育課
54	40 不妊に悩む男女への支援 (事業概要) ・不妊に対する相談 ・特定不妊治療費の助成	・助成事業について引き続き周知する。 ・助成事業チラシを医療機関に設置の他、県の助成事 業申請時に配布することで周知を図る。	・市の助成事業のチラシを医療機関に設置すると共に、県の助 成事業申請窓口に設置した。	【効果・成果】 ・県の助成事業申請時に、市の助成事業を案内してもらったこと で、もれなく申請につながった。 【課題】 ・専門性の高い治療であるため、医療機関とのつながりが強 く、申請窓口での相談には至らない。 ・県内他市では、不育治療費助成事業を実施している所もあ り、当市でも問い合わせがあることから、取り組む必要がある。	B	・不妊治療助成事業を継続すると共に、不育治療助成事業を 実施することで、子どもを望む夫婦の経済的支援を行う。	拡充	子育て支援 課

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28年度～令和2年度)推進状況

基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標8 男女の性の尊重と健康支援

男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
55	21 ライフステージに応じた健康づくりの支援	41 母子健診等の充実 (事業概要) ・妊婦検診、乳幼児健診の受診勧奨と保健師・助産師等による保健指導の実施	・乳幼児健診の、育児不安の聞き取りについて、継続的なスタッフ研修を行い、スキルアップを図る。	・乳幼児健診の育児不安の聞き取りについては、国の通知(「健やか親子21の面談対応」)を参照し、健診従事職員に研修を行った。	【効果・成果】 ・乳幼児健診従事の職員に研修を行うことで、対応スキルが向上し、育児不安の軽減に効果的であった。 【課題】 ・対応スキルについて、平準化を目指すために、研修会に継続して取り組む必要がある。	B	・乳幼児健診の問診対応に関する内部研修を、継続して取り組む。	継続	子育て支援課
56		42 妊娠中における父母への学習機会の提供 (事業概要) ・母子保健事業等を通じての栄養指導等の心身の健康に関する正しい知識・情報の提供	・パパママセミナーに、男性の参加が増加するように、すくすくネットで呼びかける等広く周知する。	・パパママセミナーの、夫の平均参加率が向上した(R1年度:16.3%→R2年度:20.8%)。コロナ禍により、医療機関のセミナーが中止されたことが市のセミナー参加につながったと思われる(沐浴実習の参加率が高かった)。	【効果・成果】 ・参加者からは、実習に対して満足したとの意見が寄せられた。併せて、沐浴の動画をすくすくネットにアップすることで、参加できなかった方にも情報発信した。 【課題】 ・参加者同士の意見交換の希望もあるが、コロナ禍においては、実施が困難であり、補完プログラムを検討する必要がある。	B	・母子健康手帳交付時に、出産前のパパママセミナーに、パートナーの参加勧奨を行うと共に、沐浴動画の聴講により、妊娠中からふたりで子育てに向き合う意識付けを行う。	継続	子育て支援課
57		43 健康診査やがん検診等の充実 (事業概要) ・健康診査(一般・特定健診)、歯周疾患検診等の実施と普及啓発 ・がん検診の実施と普及啓発を推進	・健康診査(一般・特定健診)歯周病検診を実施する。(歯周病検診は、20、30、40、50、60歳を対象年齢とし、無料クーポン事業を実施) ・胃がん検診で、男女別・女性限定日を設ける。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診を実施する。(奇数年齢でも前年受診していなければ対象として実施) ・骨粗しょう症検診を実施する。 ・国の無料クーポン事業により子宮頸がん21歳、乳がん41歳に無料クーポン券を送付し、受診勧奨を行う。 ・協会けんぽ加入の被扶養者の健康診査と同時実施するがん検診について、乳がん検診に加えて胃がん検診を実施する。	○受診者数:()内はがん発見者数 ・子宮頸がん検診:2,001人(0人) ・乳がん検診:2,228人(10人) ・骨粗しょう症検診:118人 ・幼児健診の保護者、保育園幼稚園児の親等に女性特有のがん検診チラシを配布し受診を啓発した。	【効果・成果】 ・乳がん検診・子宮頸がん検診のクーポン事業において、本来対象年齢ではない方にクーポン券を配付したことで、検診について周知することができ、受診の機会を広げることができた。乳がん検診:452名、子宮頸がん検診:314名 【課題】 ・新型コロナウイルス感染症により検診日程の短縮と、心理的な受診控えにより受診者が減少した。	A	・胃がん検診で、男女別・女性限定日を設ける。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診を実施する。(奇数年齢でも前年受診していなければ対象として実施) ・骨粗しょう症検診を実施する。 ・国の無料クーポン事業により子宮頸がん21歳、乳がん41歳に無料クーポン券を送付し、受診勧奨を行う。 ・協会けんぽ加入の被扶養者の健康診査の際の乳がん検診同時実施について、協会けんぽに働きかける。	継続	健康推進課
		44 こころと体の健康づくりの推進 (事業概要) ・健康増進事業(健康教育・健康相談)の実施 ・望ましい生活習慣に関する普及啓発 ・メンタルヘルスセミナーや自殺予防のためのゲートキーパー研修の実施	・地域や職域と連携し、健康教育や健康相談を実施する。職域向けの「からだスッキリ講座」を継続実施し、活用を呼び掛けていく。高齢者には、フレイル(虚弱)予防の視点から、働きかけを継続して行う。 ・各種イベントや事業を通じ、望ましい生活習慣の普及啓発を実施する。	・主に青壮年期を対象にした健康教育を130回実施し、1,685人が参加した。そのうち事業所向けの「からだスッキリ講座」は9事業所・団体に18回実施し、223人が参加した。健康相談は、125回実施し、3,768人が参加した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各種イベントは中止となったが、11月にいい歯の日の取組として、無料の歯科健診、フッ化物歯面塗布を行い、49組145人の親子、家族が参加した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での健康づくり活動は減少したが、啓発チラシやホームページを活用し、望ましい生活習慣の普及啓発を行った。	【効果・成果】 ・地域の健康推進員、食生活改善推進員や職域の関係機関等と連携、協力して青壮年期からの健康づくりの大切さや望ましい生活習慣の普及啓発が図られた。 ・事業所向けの出勤講座では、継続的に関わることで、生活習慣の改善や体重減少などの成果も見られた。 【課題】 ・コロナ禍での活動の自粛などもあり、健康教育、健康相談の実施回数や参加人数は減少したが、新しい生活様式などを取り入れ、感染予防に配慮しながら啓発の機会を持つ必要がある。	B	・地域や職域と連携し、健康教育や健康相談を実施する。 ・事業所向けの「からだスッキリ講座」や「健康づくり宣言事業」などの取組を進め、青壮年期の健康づくりを推進する。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組み、地域のコソコソ貯筋体操会場においてフレイル予防の啓発等を行う。	継続	

基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標8 男女の性の尊重と健康支援

男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
58			<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページ等を活用し、睡眠や心の健康に関する普及啓発及び相談窓口を広く周知する。 ・働き盛り世代を対象にした取り組みを強化するため、商工会議所や産業保健センターと連携し、職域に向けた相談窓口の紹介、講座の活用を促進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報かしわざき、ホームページ等を活用し、睡眠やこころの健康づくりに関する啓発、相談窓口の周知を行った。 ・商工会議所会報に「産業保健センター及びからだスッキリ講座の紹介」「こころのサイン」を掲載するなど、相談窓口の周知、こころの健康づくりに関する啓発を行った。 ・10/21健康管理協会が実施する事業所健診会場において、健診受診者58名に対し、相談窓口に良質な睡眠のとり方に関するチラシを配布し周知啓発を行った。 ・1/31市民大学において「免疫力の高め方」をテーマに健康講座を実施、20名が参加。ストレス解消法や良質な睡眠のとり方に関する啓発を行った。 ・「うつ予防」に関する講座の依頼が1件あったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。 ・事業所健診を行っている健診機関と健診会場におけるこころの健康づくりに関する周知、啓発の方法について協議を行った。 ・精神保健相談を延べ1,331人に対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> 【効果・成果】 ・広報かしわざき、商工会議所会報への掲載、健診会場におけるチラシの配布、健康講座を通して、相談窓口の周知、睡眠に関する正しい理解、こころの健康づくりに関する周知啓発をすることができた。 【課題】 ・働き盛り世代を対象にした、こころの健康づくりに関する周知啓発の場を増やすために、職域、関係機関(産業保健センター、商工会議所、事業所健診実施機関等)と連携した取組が必要である。 ・コロナ禍においても、感染予防に配慮しながら啓発の機会や安心して相談できる体制を整える必要がある。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページ等を活用し、睡眠の質の向上、こころの健康づくりに関する普及啓発及び相談窓口を広く周知する。 ・働き盛り世代を対象にした取組を強化するため、産業保健センター、商工会議所、事業所健診実施機関と連携し、相談窓口の紹介、こころの健康づくりに関する情報提供や講座の活用を推進していく。 	継続	健康推進課
			<ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防 ＜若年層対策＞ ・大学(1大学)、高等学校(3校)に対して、ゲートキーパー養成研修を開催する。中学校(5校)に対して、SOSの出し方教育を開催する。 ＜働き盛り世代対策＞ ・2企業に対して、ゲートキーパー養成研修を開催する。 ＜高齢者世代対策＞ ・地域コミュニティ気づき・見守り体制事業として、3地区に対して、ゲートキーパー養成研修を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜若年層対策＞ ・市内高等学校2校に対してゲートキーパー養成研修を開催した。当初大学(1大学)、高等学校3校を予定していたが、1大学、1高等学校については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になった。 ・市教育委員会と連携し、小学校1校、中学校5校、はまなす特別支援学校計7校に対してSOSの出し方教育を開催した。 ・市内中学校1校に対して教職員ゲートキーパー養成研修を開催した。 ＜働き盛り世代対策＞ ・当初2企業に対してゲートキーパー養成研修を開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になった。 ＜高齢者世代対策＞ ・当初3地区を対象にゲートキーパー養成研修を開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になった。 	<ul style="list-style-type: none"> 【効果・成果】 ・今年度のゲートキーパー養成研修受講者は348名だった。新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、前年よりも減少した。内訳は、若年層世代255名(児童・生徒243名、教職員12名)、高齢者世代48名、市役所職員45名であった。自殺の現状や相談窓口の周知になっている。 ・SOSの出し方教育受講者633名だった。前年よりも増加した。学校からの依頼も増えている。児童・生徒の時期から相談することの必要性を伝える機会になっている。 【課題】 ・コロナ禍においても必要な情報を発信できる手段・方法を検討する必要がある。 ・SOSの出し方教育については、児童・生徒のSOSを受け取る側である教職員や保護者に対する研修会を開催する必要がある。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防 ＜若年層対策＞ ・市内の小・中学校、高等学校、大学を対象に6校授業を実施する。 ・教職員や保護者を対象とした研修会を開催する。 ＜働き盛り世代＞ ・チラシ等の媒体や、ホームページを活用し、自殺予防に関する情報や相談窓口を周知・啓発する。 ＜高齢者世代対策＞ ・地域コミュニティ気づき・見守り体制事業として、2地区に対して、ゲートキーパー養成研修を開催する。 	継続	
59		<p>45 地域活動における介護予防の推進</p> <p>(事業概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業の実施 ・介護予防活動を推進する高齢者運動サポーター等の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対して、地域活動の必要性を伝え、地域で活動することが自身の介護予防につながることを普及啓発する。 ・各種の介護予防事業を実施する。 ・コソコソ貯筋体操センター内にパワーリハビリ会場を整備し、幅広い対象の介護予防活動を推進する。 ・地域主体に取り組む介護予防活動を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防の趣旨普及 ・健康教育:59回、772人(うち、健康推進課・こころの相談支援課分10回、131人) ・健康相談:4回、62人(全て健康推進課分) ・介護予防ファイル、リーフレット及びポスターコミセン、医療機関、関係機関へ配布 ○介護予防教室 ・パワーリハビリ 492回、実408人、延べ10,756人 ・西山いきいき教室 34回、実21人、延べ554人 ○コソコソ貯筋体操(コソコソ貯筋体操センターを含む。) ・体操実施団体数:196会場 ・実3,076人、延べ77,748人(うち、コソコソ貯筋体操センターは、実554人、延べ6,170人) 	<ul style="list-style-type: none"> 【効果・成果】 ・男女とも地域活動に参加していただけるよう、事業を通じて働きかけができた。 ・新規に整備したコソコソ貯筋体操センターパワーリハビリ会場は、他の介護予防事業と比較して男性参加者が多く、男性の介護予防活動を推進することができた。 【課題】 ・男性の介護予防事業への参加が少なく、多様なメニューや男性が活躍できる場の開発が引き続き求められる。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対して、地域活動の必要性を伝え、地域で活動することが自身の介護予防につながることを普及啓発する。 ・各種の介護予防事業を実施する。 ・コソコソ貯筋体操センターを拠点に、幅広い対象に対する介護予防活動を推進する。 ・地域主体に取り組む介護予防活動を推進する。 	継続	介護高齢課

基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり									
重点目標8 男女の性の尊重と健康支援									
男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
			・介護予防を推進する高齢者運動サポーターの育成を行い、地域において介護予防の理解を深める。 ・くらしのサポートセンターにおいて、積極的に介護予防活動に取り組めるよう支援する。 ・支え合いを推進するため、地域におけるくらしのサポーターの活動を支援する。	○高齢者運動サポーター ・登録者296人(男:女=1:9) ○くらしのサポートセンター(デイホーム活動) ・実施数20地区 ・実施日数2,982日 ・実701人、延べ15,180人 ・援助員研修:1回、22人参加 ○くらしのサポーター講座 ・実施回数3回、参加者数65人(男:女=1:2)	【効果・成果】 ・高齢者運動サポーター及びくらしのサポーターの活動は、男女ともに取り組みやすい内容を検討することで、社会参加の機会を提供することができた。 【課題】 ・くらしのサポートセンターに、男性の参加が増えるようメニュー等の工夫が引き続き必要である。	A	・介護予防を推進する高齢者運動サポーターの育成を行い、地域において介護予防の理解を深める。 ・くらしのサポートセンターにおいて、積極的に介護予防活動に取り組めるよう支援する。 ・支え合いを推進するため、地域におけるくらしのサポーターの活動を支援する。	継続	

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28年度～令和2年度)推進状況

基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援(柏崎市DV防止基本計画)

重点目標8 男女の性の尊重と健康支援

重点目標9 困難を抱える人への自立支援

【事業所管課の評価】

令和2(2020)年度の事業計画及び実績に対し、4段階で評価してください。

A:大いに効果・成果があった B:効果・成果があった

C:効果・成果が薄かった D:効果・成果がなかった

項目	22(2010)年度実績値	26(2014)年度実績値	2(2020)年度目標値	根拠等
DV予防啓発のための研修・講演会等の参加者数	101人	557人	800人	市民意識調査
DV相談窓口を知っている人の割合	—	59.3%	80.0%	市民意識調査
※子宮頸がん検診受診率の割合	37.2%	27.6%	7(2025)年度目標値 29.0%	市第二次健康増進計画
※乳がん検診受診率の割合	35.7%	30.9%	7(2025)年度目標値 32.0%	市第二次健康増進計画
障害者の就労を支援する福祉施設を退所して一般就労した人	11人	9人	10人	市第5期障害福祉計画等

	28(2016)年度	29(2017)年度	30(2018)年度	元(2019)年度	2(2020)年度
実績	612人	407人	1,234人	413人	802人
	—	—	—	72.2%	—
	20.1%	23.2%	24.1%	24.5%	22.9%
	24.6%	28.0%	28.7%	29.5%	28.1%
	6人	11人	6人	8人	7人

※子宮がん検診、乳がん検診受診率の平成22(2010)年度と26(2014)年度の数値の変動は、平成24(2012)年度から検診を受診する対象者の算出方法が変更になったことによる。

基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標9 困難を抱える人への自立支援

男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
60	22 生活上の困難を抱えるひとり親家庭等への自立支援	46 子どもを養育する家庭への相談及び支援体制の充実 (事業概要) ・養育面で支援が必要な家庭への継続支援 ・地域の関係機関等と連携した育児相談・子育てを支える体制づくり	・母子健康手帳、乳幼児健診、児童家庭相談等の対応において、経済支援が必要な場合は、タイムリーに福祉課等関係課と、連携して支援の検討を行う。	・母子健康手帳交付時の確認票や、乳幼児健診時のアンケートで、相談したい項目に、経済的不安を挙げ、必要に応じて、関係課につなげている。	【効果・成果】 ・母子健康手帳交付に、経済的不安で相談があった事例について、福祉課への相談に同行して支援につないだ。 【課題】 ・乳幼児健診の健診会場は、集団の場であることに加えて、タイトな健診スケジュールのため、ゆっくりと聞き取ることが困難である。	B	・母子健康手帳、乳幼児健診、児童家庭相談等の対応において、経済支援が必要な場合は、タイムリーに福祉課等関係課と、連携して支援の検討を行う。	継続	子育て支援課
61	生活困窮者やひとり親家庭等への自立支援	(事業概要) ・国・県の補助事業を活用した支援 ・支援制度の情報提供や相談支援の充実	・自立に向け、就労に有利な教育訓練講座の受講費用一部助成及び活用周知、就業意欲のある者への高等職業訓練促進給付金等事業活用による経済的負担の軽減支援を行う。	・高等職業訓練制度の受給者2人 ・就業相談を受けた際は、必要に応じてハローワークにつなげると共に、自立支援教育訓練制度等の制度の紹介を行った。	【効果・成果】 ・制度の活用により、自立した生活の実現に寄与した。 【課題】 ・2つの助成制度とも、受給者が5人以内の状況が継続しているため、制度の利用者増加に向け、ハローワーク等と連携した、制度の周知を検討する必要がある。	B	・自立支援教育訓練制度や高等職業訓練制度の周知を図るとともに、必要な助言や支援を行う(ハローワークの窓口にもリーフレットを設置する)。	継続	子育て支援課 福祉課
			・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、住居確保給付金受付を柏崎市社会福祉協議会に継続して委託する。 ・生活保護世帯、ひとり親世帯(児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成)を対象に学習支援(訪問型、集合型)を実施する。 ・学習支援協力の確保に努める。 ・子ども食堂の開催日に併せて実施していた学習支援について、実施方法を検討し、子どもの居場所づくりに努める。 ・定期的に家庭相談や高校中退防止相談を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響に対し、関係機関と連携し支援を行う。	・柏崎市社会福祉協議会に委託し、訪問型学習支援は生活保護受給世帯とひとり親世帯(児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成)を対象に事業を実施した。集合型学習支援も生活保護受給世帯とひとり親世帯を対象とし、学校の長期休業期間(夏休み、冬休み、春休み)にそれぞれ1週間程度実施した。 訪問型:18名 集合型(延人数):夏休み53名、冬休み39名、春休み34名 ・学習支援の他に、高校中退防止や家庭相談のため、定期的に家庭訪問を実施した。 ・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、住居確保給付金受付を柏崎市社会福祉協議会に委託し実施した。	【効果・成果】 ・訪問型学習支援利用世帯を、相談員が定期的に訪問した。家庭相談を行うことにより、学習面の問題だけではなく、家庭における子どもを取り巻く問題点を包括的に把握することによって、学習支援をより効果的に実施することができた。 ・訪問型学習支援事業では、希望者全員に学習支援を開始することができ、中学3年生全員が志望校に合格した。 【課題】 ・子どもの学習支援事業において、利用を希望する世帯に対応できる学習支援協力員(高校受験に対応できる協力員を含む)の継続確保が課題である。	B	・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、住居確保給付金受付を柏崎市社会福祉協議会に継続して委託する。 ・生活保護世帯、ひとり親世帯(児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成)を対象に学習支援(訪問型、集合型)を実施する。 ・学習支援協力の確保に努める。 ・定期的に家庭相談や高校中退防止相談を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響に対し、関係機関と連携し支援を行う。	継続	福祉課

基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標9 困難を抱える人への自立支援

男女共同参画基本計画の内容			令和2(2020)年度事業計画	令和2(2020)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和3(2021)年度事業計画	実施区分	所管課
事業No.	施策の方向	主な事業・概要							
62	23 障害のある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援	48 障害のある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援 (事業概要) ・障害者相談支援事業の実施 ・障害のある人の社会参加のための支援 ・障害のある人への理解促進と差別解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所に委託し、障害児者の自立に向けた情報提供及び助言等を行う。 指定特定相談支援事業所等により、サービス等利用計画等導入児者に対し、関係機関と連携を図りながら、総合的な支援を行う。 障害のある人への理解促進と差別解消を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の自立した生活を支えるため、適切なサービス利用のマネジメント(計画相談支援)を1か月平均障がい者163人、障がい児39人に給付した。また、障害者相談支援事業を5事業所に委託し、情報提供及び助言を延べ2,954件実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 【効果・成果】 <ul style="list-style-type: none"> 啓発活動によって周囲が障がいへの理解を深め、障がいのある人が福祉サービスや相談を活用し住み慣れた地域で生活を継続することができた。 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、イベントや啓発方法の見直しが必要となっている。また、相談内容が多様化複雑化している。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 適切なサービス利用計画に基づき、障がいのある人の自立を支援する。また、相談支援事業所に委託し必要な情報提供や助言等を行う。 	継続	福祉課
63	48 障害のある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援	<ul style="list-style-type: none"> (事業概要) 地域における認知症に対する正しい理解の推進による見守り体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 地域組織、企業、学校など、様々な対象に講座を実施することで、幅広い世代で認知症を見守ることができる地域を目指す。 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトの活動を推進し、より効果的な講座の実施を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域組織、企業、学校等を対象に、幅広く認知症サポーター養成講座を実施し、正しい知識の普及と地域で温かく見守る意識の啓発を行った。また、認知症ガイドを改定し、講座の中で配布した。 認知症サポーター養成講座実績 全体:8回 206人養成 ※うち地域組織:2回 13人養成 企業:3回 41人養成 学校:3回 152人養成 (男女比 男:49.5% 女:50.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> 【効果・成果】 <ul style="list-style-type: none"> 認知症を正しく理解することで、認知症の人や介護する家族が地域で安心して暮らせる環境作りを推進できた。 認知症ガイドの配布により、相談窓口の周知につながった。 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> 養成した認知症サポーターが活動できる場の検討が必要である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 地域組織、企業、学校など、様々な対象に講座を実施することで、幅広い世代で認知症を見守ることができる地域を目指す。 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトの活動を推進し、より効果的な講座の実施を図る。 	継続	介護高齢課